

ご利用の手引き(事務の手続き)

入 会

入会日は入会する月の1日となります。

入会できる方

上越地域に事業所のある中小企業の事業主および、そこに勤務する方

入会の手続き

下記の書類に必要事項を記入の上、事務局へ提出してください。

- 入会申込書兼事業所カード(事業所登録用)……1部
- 入会申込書兼会員カード(個人登録用)……入会人数分
- 預金口座振替依頼書(会費引落用)……1部

※追加入会をされる場合は、P.21入会申込書兼会員カードを提出してください。



会 費

会 費

1人800円(月額) ※事業所負担の会費は、税法上、損金・必要経費とすることができます。

納 入 方 法

- 各期初日の会員数に800円を乗じた月額を3ヵ月ごとに(3ヵ月の前納)事業所の指定口座から自動振替で納入していただきます。
- 入会日が期の途中の場合、会費は翌納期に振替となります。

納 期	会 費	自動振替日
第1期	4・5・6月分	4月27日
第2期	7・8・9月分	7月27日
第3期	10・11・12月分	10月27日
第4期	1・2・3月分	1月27日

万一、預金不足などにより、自動振替ができなかったときは、後日、振込書を送付します。会費を滞納すると、会員として受けることのできるサービスが制限される場合があります。

※振替日が金融機関の休業日にあたる場合は、翌営業日となります。
※会費の自動振替は、収納代行会社SMBCファイナンスサービス(株)を介して行っております。

変更・異動

申込時の事業所登録情報、会員登録情報の変更や、事業所間で異動が生じたときは、P.22変更・異動届を提出してください。

退 会

会員が退職等の理由で退会する場合は、事務局へご連絡ください。退会届兼会員資格喪失届を送付します。手続きが完了しますと、会員資格が喪失されます。

会 費 の 返 還 (退会時の還付)

- 期の途中に一部の会員が退会する場合、会費は翌納期で調整いたします。
- 期の途中に事業所単位で退会する場合、既納の会費は返還いたしません。

会員証について

会員の方1人1人に会員証をお渡しします。
会員番号は、各申請手続きや利用補助券・特別割引券を利用する際に必ずご記入ください。

会員証を紛失された場合は再発行ができます。
(手数料500円)



9桁の番号が会員番号です
左5桁……事業所番号 右4桁……個人番号